

「FATCA 概要とシンジケートローン取引における留意点」の公表にあたって

米国人の海外口座を利用した租税回避の防止を目的に、2010年3月18日、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下FATCA) が米国で立法化され、それを受けて、2013年1月に米国財務省は細目を財務省規則として公表し、2014年7月1日から施行されました。その適用は日本国内の金融機関にも広範な影響を与えています。

日本ローン債権市場協会では、主に米国人を借入人とするクロスボーダー・シンジケートローン取引等への影響を考慮し、FATCAに関する会員向け公表文を、過去に2度公表ⁱしてまいりました。今般、2014年7月よりFATCAの適用が開始したことから、シンジケートローン取引の「実務」への影響をより詳細に記載した内容として公表することと致しました。

J S L Aといたしましては、今回公表する資料が、クロスボーダー・シンジケートローン取引等の実務面において有益なものとなり、さらにはシンジケートローン取引の拡大やシンジケートローン市場の発展の一助になれば幸いです。

なお、本公表の作成にあたっては、有限責任あずさ監査法人、KPMG 税理士法人及び KPMG LLP (US) からご助言を頂いております。

2015年2月
日本ローン債権市場協会 事務局

ⁱ 日本ローン債権市場協会サイト>会員向情報>会員公開資料>4. クロスボーダー取引

2011/12/27 米国外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の概要
https://www.jsia.org/file_dl.php?filename=720111227112949.pdf

2012/07/05 米国外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 規則案の概要
https://www.jsia.org/file_dl.php?filename=720120705190921.pdf